

環境省「家庭エコ診断制度」における

独自の家庭向けエコ診断
実施要綱

平成 26 年 4 月

家庭エコ診断制度運営事務局
(一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット)

制定 平成 26 年 4 月 17 日
改正 平成 26 年 6 月 5 日
家庭エコ診断制度運営事務局
(一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット)

環境省「家庭エコ診断制度」における独自の家庭向けエコ診断

実施要綱

第一章 総則

(目的)

第一条 この要綱は、環境省「家庭エコ診断制度」における独自の家庭向けエコ診断の実施に関して必要な事項等を定める。

(定義)

第二条 この要綱において使用する用語の定義は、うちエコ診断実施要綱に定めるところによるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 「独自の家庭向けエコ診断」とは、受診家庭に対して、環境省の保有する「うちエコ診断ソフト」とは異なる独自の診断ソフト又はシミュレーションツール等に基づき、CO₂排出量削減対策を提案し、事後に効果の把握まで行う診断のうち、第九条に定める基準を満たすものとして、家庭エコ診断制度運営事務局（以下、「制度運営事務局」という）により認定されたものをいう。

(対策支援（営業活動）)

第三条 独自の家庭向けエコ診断において、診断主体は、診断実施後に別途受診家庭に対して行う機器等の営業、販売、設置活動等を、家庭エコ診断の関連サービス（以下「関連サービス」という）と位置づけ、後述の体制で実施することができる。

(留意事項)

第四条 関連サービスの提供については、「うちエコ診断実施要綱」を参考として、特定商取引に関する法律等の消費者保護を目的とした法律等の遵守をは

じめ、消費者問題に配慮した体制で実施するものとする。

(トラブル対応)

第五条 独自の家庭向けエコ診断の実施にあたってのトラブルに関しては、診断主体の責任において対応するものとする。

- 一 診断主体は、受診家庭からの問合せや苦情に対する窓口を設置し、これらの対応に早急かつ適切な対応を取ることとする。なお、特に苦情があった場合には、制度運営事務局に早急に報告を行うこととする。
- 二 独自の家庭向けエコ診断後に、診断主体の責任において実施した対策支援(営業行為)に関する受診家庭との間の消費者トラブルに関しては、診断の窓口たる診断主体の責任において対応する。なお、対策支援(営業行為)を連携する別の団体等が実施する場合には、診断主体と対策支援(営業行為)を実施する団体等が連携して問題解決に当たるものとする。

(個人情報保護)

第六条 独自の家庭向けエコ診断では、個人情報の保護、消費者の保護に関連した法律等を遵守するための倫理規程及び個人情報保護規程等を設けて、これを適切に実践する体制を構築することとする。

倫理規程及び個人情報保護規程を設けるにあたっては、家庭エコ診断制度運営事務局が定めた「うちエコ診断実施機関及び独自の家庭向けエコ診断の実施主体倫理規程」及び「個人情報保護に関する規程」に準ずる。

第二章 独自の家庭向けエコ診断

(認定)

第七条 独自の家庭向けエコ診断の認定は、認定を受けようとする者の申請に基づき、制度運営事務局が第九条に定める基準に適合するか否かを審査した上で行う。

第八条 認定を受けようとする者は、認定を受けようとする診断手法及び運用管理体制ごとに申請書および実施計画書等を制度運営事務局に提出し、審査を受けなければならない。

第九条 独自の家庭向けエコ診断に関する認定の基準は、次の各項のとおりとする。

- 1 診断手法に係る基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 診断では、受診世帯における家庭部門のエネルギー消費に伴う CO₂ 排出量を提示すること
 - 二 診断では、排出分野別(例えば、給湯、暖房等)の排出量または排出割合を提示すること
 - 三 診断では、排出分野別の CO₂削減対策とその削減量を提示すること
 - 四 診断で使用するソフトの主要ロジックや排出係数等が提示できること
- 2 運用管理に係る基準は、次の各号に掲げるとおりとする
- 一 診断機関においては、診断者の養成教育を行うこと
 - 二 診断実施においては、中立的な診断の実施と倫理規定の遵守が行われていること
 - 三 診断実施においては、個人情報適切な管理が行われていること
 - 四 診断実施においては、消費者問題への適切な対応が行われていること
 - 五 診断実施においては、診断者に対して規範の遵守を徹底するよう適切な管理が行われていること
 - 六 年度末ごとに診断件数および削減効果についての取りまとめ、その結果を制度運営事務局に報告できること

(認定書の交付)

第十条 制度運営事務局は、独自の家庭向けエコ診断としての認定を受けた診断手法及び運用管理体制に対し、認定を受けた診断手法の名称、認定の有効期間が満了する日等必要な事項を記載した認定書を交付するものとする。

(認定の表示)

第十一条 独自の家庭向けエコ診断として認定を受けた診断手法及び運用管理体制は、認定を受けた旨を「名称及び関連ロゴ使用規程」に基づき表示することができる。

第十二条 制度運営事務局は、認定を行った診断手法及び運用管理体制について、その名称および連絡先等を家庭エコ診断ポータルサイト上で公開するとともに、環境省に報告を行う。

(報告及び調査)

第十三条 独自の家庭向けエコ診断の申請者は、診断件数および診断実施による削減効果について、年度毎の実績を2月28日までに取りまとめ、制度運営事務局が別に定める様式により、制度運営事務局に報告しなければならない。また、3月1日から3月31日に実施した診断については、4月1日ま

でに診断件数のみを制度運営事務局に報告することとする。

なお、制度運営事務局は、必要があると認めるときは、当該診断の実施者に対し、資料の提出を求め、又は認定を申請した者の承諾を経て診断の内容に関して調査を行うことができる。

(有効期間)

第十四条 認定の有効期間は、当該認定が行われた日から起算して2年を経過した日以後における最初の3月31日が経過するまでの期間とする。

(認定の更新)

第十五条 制度運営事務局は、認定を受けた診断手法及び運用管理体制を実施する者の申請に基づき、認定を更新することができる。なお、認定の更新の申請方法は別に定める。

(認定の変更)

第十六条 独自の家庭向けエコ診断として認定を受けた診断手法及び運用管理体制について、前述の認定の基準、若しくは実施計画書に記載した内容に変更(軽微なものを除く)を行おうとするときは当該変更を行おうとする日の前日までに、認定変更申請書およびその他変更内容を明らかにする書類を制度運営事務局に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第十七条 制度運営事務局は、認定を受けた診断手法において、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。なお、制度運営事務局は、認定を取り消したときは、申請を行った者に対して、遅滞なく理由を付してその旨を通知するものとする。

- 一 認定の取消しを申請したとき
- 二 虚偽その他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき
- 三 認定を受けた診断が前述の認定要件に適合しなくなったとき
- 四 認定を受けた診断を廃止したとき
- 五 前述に規定する報告の提出を怠ったとき
- 六 前述の規程により制度運営事務局が求めた診断の調査を承諾しなかったとき

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 17 日に施行する。

附則

この改正は、平成 26 年 6 月 5 日に施行する。